みやぎ型オープンイノベーション推進事業実施要綱

（趣旨）

第１条　公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）が、業務方法書第３条第４項(2)の規定に基づき実施する新産業インキュベート型支援事業を適正かつ円滑に推進し、地域産業の高度化、高付加価値化を促進するため、みやぎ型オープンイノベーション推進事業実施要綱を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、「中小企業者」とは中小企業基本法第２条（昭和３８年法律第１５４号）の規定によるものとする。

　２　この要綱において、「高度電子機械産業」とは、今後の成長が見込まれる半導体製造装置産業や医療機器産業、ロボット産業、太陽光発電産業、宇宙航空機産業等をいう。

（補助事業の内容および補助の条件）

第３条　機構は、宮城県内中小企業者等が、新たな事業の創出や新技術・新製品開発を目指して結成する「プロジェクト創出研究会」（以下「研究会」という。）の活動経費を補助するものとし、当事業の補助を受ける研究会の条件は、次の各号のとおりとする。

（１）研究会には、宮城県内に事業所を有する中小企業者を主体として、他の企業、大学等（短期大学、高等専門学校を含む。）及び公的試験研究機関等の３機関以上が参加していること。ただし、高度電子機械産業をテーマとして応募する場合は、大学等又は公的試験研究機関等が必ず参加していること。

（２）今後、数年以内に国等が実施する提案公募型技術開発事業等への応募を目指す研究会又は今後数年以内に製品化、事業化を目指す研究会であり、代表者が明確であること。

（３）同一研究会名で連続３年度（通算して３年度も含む。）を上限とすること。

（４） 同一研究会名またはテーマで、県又は国等他機関から補助を受けている場合は、補助の対象外とする。

（補助率・金額）

第４条　補助金の額は次の各号のとおりとする。

　（１）高度電子機械産業に関するテーマの場合は、１研究会に対して補助対象経費の１０分の１０以内で機構が定めた額とし１件当たり１００万円を限度とする。

　（２）前号以外は、１研究会に対して補助対象経費の１０分の１０以内で機構が定めた額とし１件当たり５０万円を限度とする。

（補助対象期間）

第５条　補助対象期間は交付決定日から、採択された年度の２月末日までとする。

（補助対象経費）

第６条　補助対象経費は、「技術相談料」「機械装置費」「工具・器具代」「材料・消耗品費」「分析費・調査料」「外注加工費」「先進事例視察・調査等にかかる旅費」「外部講師に対する謝金及び旅費」「借料・損料」「その他の経費」とする（別表を参照）。ただし、人件費、飲食費は対象外とする。また、経費概要他の詳細については別に定める『みやぎ型オープンイノベーション推進事業事務処理要領』のとおりとする。

２　補助対象経費は、研究会メンバー間および所属企業（子会社、関連会社など含む。）に対する物品購入発注等は含まないものとする。

（補助金の交付申請ならびに申請条件）

第７条　補助金の交付を受けようとする研究会の代表者は、機構の理事長（以下「理事長」という。）に対し、補助金交付申請書【様式１】を理事長が定める期日までに提出するものとする。

２　前年度申請した場合でも年度毎に申請書を提出するものとする。

（審査及び決定）

第８条　第７条の規定により補助金交付申請書が提出された場合、理事長は必要に応じて、機構の職員等に対し当該申請に係る現地調査等を行わせたうえ、審査委員会にて審査し、支援補助することが適当と認めたときは、申請者に速やかに交付決定通知書【様式２】により、通知するものとする。

２　理事長は補助金交付の決定を行う場合において、補助事業の目的を達成するために必要と認めるときは、必要な条件を付することができる。

（補助金の遂行及び経理）

第９条　補助金に係る経理は原則、企業が務めることとし、補助金を受けた研究会の代表者（以下「代表者」という。）は、経理担当者を明確にしておかなければならない。

（状況報告）

第１０条　研究会は、補助事業期間中の遂行及び支出の状況について、機構の求めに応じて遂行状況報告書【様式３】を理事長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１１条　代表者は、補助期間終了後、理事長が定める日までに実績報告書【様式４】を理事長に提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第１２条　理事長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、これを精査し、交付すべき補助金額を確定し確定通知書【様式５】により通知しなければならない。

２　理事長は前項の規定により補助金額を確定した後、代表者から精算払請求書【様式６】の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（概算払い）

第１３条　理事長は補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払いにより交付することができる。

２　代表者は概算払いにより補助金を請求するときは、概算払請求書【様式７】を理事長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第１４条　理事長は、補助金交付の決定を受けた研究会において補助金に係る書類に虚偽の記載等の不正が判明した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（返還）

第１５条　代表者は、第１２条により確定した支払うべき金額を越えた支払いを既に受けている場合は、理事長の指示によりその越える額を返還しなければならない。

２　代表者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、すでに補助金交付を受けている場合は、理事長の指示により交付された補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか本事業の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年５月１日より施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月６日より施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 内　容 |
| 技術相談料 | 研究会メンバーが外部機関（企業や大学等）に技術相談・指導を依頼した際の費用 |
| 機械装置費 | 試作・研究開発等に直接使用する機械装置の購入、試作、改良、据付に必要な経費（汎用性のある機械装置は対象外） |
| 工具・器具代 | 試作・研究開発等に直接使用する機械装置を製作するために必要な工具の購入、試作、改良、据付に必要な経費 |
| 材料・消耗品費 | 原材料、部品、消耗品の購入に係る経費 |
| 分析費・調査料 | 分析・調査に要する必要な経費 |
| 外注加工費 | 試作品の製作等に要する外注加工費 |
| 先進事例視察・調査旅費 | 先進地視察・調査を目的とした研究会メンバーの旅費 |
| 外部講師に対する謝金及び旅費 | 外部講師に対する謝金及び旅費（研究会メンバーへの謝金・旅費は対象外） |
| 借料・損料 | 研究会の会議に使用した会議室借料、機器レンタル料など |
| その他の経費 | 参考図書、茶菓代、振込手数料、宅配便、郵便料など研究会活動に当たって直接必要と認められる経費 |

【様式１】

令和　年度みやぎ型オープンイノベーション推進事業

プロジェクト創出研究会補助金交付申請書

令和　年　月　日申請

※申請する分野のいずれかにチェック☑をつけてください。

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 高度電子機械産業型 |
| □ | 一般型 |

公益財団法人みやぎ産業振興機構　理事長　殿

（代表企業）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　-

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　企業名：

代表者：　　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| テーマ |  |
| 研究会等の名称 |  |
| 代表者 | 住　　所 | 〒 |
| 氏　　名 |  |  |
| 所属機関・役職等 |  |
| 連絡先 | 電話:　 |
| Fax:　 |
| E-mail:  |
| 経理担当者 | 氏　　名 |  |
| 所属機関・役職等 |  |
| 連絡先 | 電話:　 |
| Fax:　 |
| E-mail:  |
| 参加メンバー（代表者除く） | 機関名・企業名 | 住　所 | 役　職 | 氏　名 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 研究活動の目的、目標等 | （１）背景・現状（２）目的（３）目標（４）実施体制（５）活動内容 |
| 活動のスケジュール |  |
| 本テーマに係る技術・商品・サービスの新規性ならびに市場性、地域貢献度 | [新規性][市場性][地域貢献度] |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助を必要とする活動費 | **総　事　業　額（税込）** | **円** |  |
| **うち申請金額（税込）** | **円** | 積算明細 |
| 経費項目・内訳 | 金　額 |
| ①　技術相談料 | 円 |  |
| ②　機械装置等購入費 | 円 |  |
| ③　工具・器具代 | 円 |  |
| ④　材料・消耗品費 | 円 |  |
| ⑤　分析費・検査料 | 円 |  |
| ⑥　外注加工費 | 円 |  |
| ⑦　先進事例視察・調査旅費 | 円 |  |
| ⑧　外部講師に対する謝金及び旅費 | 円 |  |
| ⑨　借料・損料 | 円 |  |
| ⑩　その他の経費 | 円 |  |

支出明細

※研究内容等補足あれば、添付して下さい。

【様式２】

産　振　機　　第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

研究会名

　代 表 者　 　殿

 　 　　　　　公益財団法人みやぎ産業振興機構

 　　　　　　　理 事 長　　　　　　　　　印

令和　年度みやぎ型オープンイノベーション推進事業

プロジェクト創出研究会補助金の交付について（通知）

　令和　年　月　日付で申請のあったプロジェクト創出研究会補助金については、「みやぎ型オープンイノベーション推進事業実施要綱」第８条の規定により、下記の条件を付して金　　　　　　円を交付します。

記

１．交付決定日　　令和　年　月　　日

２．研究会において全体会議を開催する場合には、公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）の職員も必要に応じて出席するので、開催日・場所等について、原則として事前に機構宛連絡すること。

３．補助事業期間中の遂行及び支出の状況について、機構の求めに応じて遂行状況報告書【様式３】を理事長に提出すること。

４．補助期間は採択決定日から令和　年２月末日までとし、事業期間終了後、令和　年　月　日までに実績報告書【様式４】を機構理事長に提出すること。

５．上記実績報告書には、補助期間内の対象経費（「みやぎ型オープンイノベーション推進事業事務処理要領」に規定するもの）に係る証拠書類等の写しを添付すること。

６．機構は、上記実績報告書及び添付書類に基づき、その内容を審査し、適正に執行されたと認めたときに、交付すべき補助金の額を確定し交付する。

７．当該交付条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

|  |
| --- |
| 公益財団法人みやぎ産業振興機構地域連携推進課℡：022-225-6638 Fax：022-263-6923e-mail：koudo@joho-miyagi.or.jp |

８．上記のほか、事業実施にあたっては、別添の「みやぎ型オープンイノベーション推進事業実施要綱」、「みやぎ型オープンイノベーション推進事業事務処理要領」を遵守すること。

【様式３】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

公益財団法人みやぎ産業振興機構　理事長　殿

 　 　　　　　　研究会名

 　　　　　　　代表者　　　　　　　　　印

令和　年度みやぎ型オープンイノベーション推進事業

プロジェクト創出研究会補助金遂行状況報告書

　みやぎ型オープンイノベーション推進事業プロジェクト創出研究会補助金について、令和　年　月　日現在の事業遂行状況を報告します。

記

１．テーマ

２．遂行状況

|  |  |
| --- | --- |
| 当初計画 | 実施状況（今後の予定含む） |
| 時期 | 内容 | 時期 | 内容 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

３．添付書類

　(1)　経理書類参考様式

　(2)　証拠書類（見積書、注文書、納品書、請求書、領収書等）の写し

」

【様式４】

令和　年度みやぎ型オープンイノベーション推進事業

プロジェクト創出研究会補助金実績報告書

令和　　年　　月　　日

公益財団法人みやぎ産業振興機構　理事長　殿

（代表企業）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　-

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　企業名：

代表者：　　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| テーマ |  |
| 研究会等の名称 |  |
| 代表者 | 住　　所 | 〒 |
| 氏　　名 |  |
| 所属機関・役職等 |  |
| 連絡先 | 電話 |
| FAX |
| e-mail |
| 経理担当者 | 氏　　名 |  |
| 所属機関・役職等 |  |
| 連絡先 | 電話 |
| FAX |
| e-mail |
| 参加メンバー（代表者除く） | 機関名・企業名等 | 住　所 | 役　職 | 氏　名 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 研究活動の目的、目標等 | （１）背景（２）目的（３）目標 |
| 研究活動の実施内容と成果 | （１）実施体制（２）活動内容（３）まとめ |
| 本テーマの研究の効果 |  |
| 今後の予定 |  |

支出明細

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助を必要とする活動費 | **報　告　額　（税込）** | **円** |
| 経費項目・内訳 | 金　額 |
| ①　技術相談料 | 円 |
| ②　機械装置等購入費 | 円 |
| ③　工具・器具代 | 円 |
| ④　材料・消耗品費 | 円 |
| ⑤　分析費・検査料 | 円 |
| ⑥　外注加工費 | 円 |
| ⑦　先進事例視察・調査旅費 | 円 |
| ⑧　外部講師に対する謝金及び旅費 | 円 |
| ⑨　借料・損料 | 円 |
| ⑩　その他の経費 | 円 |

※添付書類

(1)　経理書類参考様式

(2)　証拠書類（見積書、注文書、納品書、請求書、領収書等）の写し

　　　（既に遂行状況報告時に提出した「証拠書類の写し」と同じ場合は、添付不要）

(3)　特許等出願、製品化に至った場合は、その関係資料

【様式５】

産　振　機　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

研究会名

　代表者　　　　　　　　殿

 　　　　公益財団法人 みやぎ産業振興機構

 　　　　 　理 事 長 　　　　　　印

令和　年度みやぎ型オープンイノベーション推進事業

プロジェクト創出研究会補助金の額の確定について（通知）

　令和　　年　　月　　日付け産振機第　　号で交付決定したプロジェクト創出研究会補助金については、令和　　年　　月　　日付けで提出されたプロジェクト創出研究会補助金実績報告書に基づき、みやぎ型オープンイノベーション推進事業実施要綱第１２条第１項により、下記のとおり確定します。

記

　　　　　　１．確定金額　　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　２．払込済額　　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　３．精算額　　　金　　　　　　　　　円

【様式６】

令和　　年　　月　　日

令和　年度みやぎ型オープンイノベーション推進事業

プロジェクト創出研究会補助金精算払請求書

　公益財団法人 みやぎ産業振興機構

　　　　　理 事 長　 　　　　　　殿

研究会等の名称

代表者の住所

代　表　者　名　　　　　　　　　　　　　　印

　令和　年　月　日付け産振機第　号で補助金確定通知のあったプロジェクト創出研究会補助金の精算払いとして下記のとおり請求します。

記

１．今回請求額　　　金　　　　　　　　円

 （ 確定額　　　　　　　円、請求残額　　　　　　　　円）

２．振込先銀行名及び口座番号等（研究会名義の口座）

|  |  |
| --- | --- |
| 銀行・支店名 | 　　　　　　　　銀行　　　　　　　支店 |
| 預金種別 | 　普通　・　当座 |
| 口座番号 |  |
| フリガナ名義 |  |

【様式７】

令和　　年　　月　　日

令和　年度みやぎ型オープンイノベーション推進事業

プロジェクト創出研究会補助金概算払請求書

　公益財団法人 みやぎ産業振興機構

　　　理事長　　　　　　　　　　殿

研究会等の名称

代表者の住所

代　表　者　名　　　　　　　　　　　　　　印

　令和　　年　　月　　日付け産振機第　　号で交付決定通知のあった令和　年度みやぎ型オープンイノベーション推進事業プロジェクト創出研究会補助金の概算払いとして下記のとおり請求します。

記

１．今回請求額　金　　　　　　　　円

 （交付決定額　　　　　　　　　　円、請求残額　　　　　　　　円）

２．概算払を必要とする理由

３．振込先銀行名及び口座番号等（研究会名義の口座）

|  |  |
| --- | --- |
| 銀行・支店名 | 　　　　銀行　　　　支店 |
| 預金種別 | 普通　・　当座 |
| 口座番号 | 　 |
| フリガナ名義 |  |